

## 被用者年金一元化についての検討方針案

1 一元化を完成する 1・2 階の保険料率の統一時期については、できるだけ速やかに統一することを基本として今後検討する。

- ・ 共済年金の 1・2 階の保険料率をできるだけ速やかに厚生年金の保険料率（上限 18.3%）に統一する方法については、公務員共済の保険料率が平成 21 年に統一されることを踏まえ、例えば、次の 4 案が考えられるのではないか。

- ① 平成 22 年に直ちに厚生年金（16.058%）に揃える。
- ② 平成 22 年以降、1・2 階の率を毎年 0.563% ずつ引き上げ、厚生年金の保険料率が上限に達する平成 29 年に厚生年金に揃える（私学は平成 34 年に統一）。
- ③ 平成 22 年以降、今後廃止される 3 階部分も含めた率としてそれまで予定していた保険料率を 1・2 階の保険料率に切り替えてスタートし、その後、厚生年金の引上げ幅と同率の 0.354% ずつ引き上げ、平成 30 年に厚生年金に揃える（私学は平成 39 年に統一）。
- ④ 平成 22 年以降、1・2 階の率を毎年 0.354% ずつ引き上げ、平成 34 年に厚生年金に揃える（私学は平成 41 年に統一）。

※ ②、④は、公的年金としての 3 階の職域部分が今後廃止されることに伴い、共済年金がそれまで予定していた 3 階部分も含めた保険料率（引上げ開始前公務員 15.154%、私学 12.584%）を、一旦、1・2 階部分の率として予定していた保険料率（公務員 13.8%、私学 11.3%）まで引き下げ、これを起点として、毎年一定幅で引き上げていき、厚生年金に揃えるもの。

2 共済年金の積立金については、1・2階部分は共通財源として統一的に運用することを原則とし、その他の問題は今後検討する。

- ・ 1・2階部分の積立金仕分けは、毎年の給付費に対して積立金が何倍であるかを厚生年金に合わせる方向で検討する。
- ・ 予定運用利回り等の運用ルールは、統一する。
- ・ 共済の貸付等の独自運用は、運用の評価を踏まえ、実態に配慮しつつ必要な範囲で確保する。

3 公的年金としての3階の職域部分は原則廃止する。別途、公務員制度としての新たな仕組みをどうするか、また私学についてどうするか、併せて検討する。

- ・ 職域部分は廃止する。また、新たな仕組みは民間の企業年金等の実態を踏まえて今後検討する。

4 追加費用については、できるだけ早く削減する方向で検討する。

- ・ 削減のための具体的方策を検討する。

5 上記の点を踏まえ、既裁定者の給付の減額を検討する。

- ・ 公務員共済制度内の世代間格差の是正という観点も踏まえ、追加費用の削減に資する既裁定者の給付の減額について具体的に検討する。